

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|--|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 2 1 3 号 |
| 件 名 | 矢代田駅周辺地区土地区画整理事業の円滑なる事業推進について |
| 要 旨 | <p>我が地元、秋葉区矢代田駅周辺地区において、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により、平成 28 年 8 月 22 日、矢代田駅周辺地区土地区画整理組合を設立し、事業費 10 億 3,800 万円、事業施工期間平成 28 年 8 月 22 日から平成 30 年 3 月 31 日、4,300 万円の新潟市土地区画整理事業助成金を予算づけいただき、新潟市から事業認可された。（添付資料 1 参照）設立に当たり、地元の阿部松雄新潟市議会議員の心温まる付度をいただきましたが、なぜか今日現在（令和 4 年 12 月）、現場は草ぼうぼうの荒れ地の状態に放置されております。</p> <p>当事業は、設立時から、業務代行業者（東京のリキマツ住建（株））との金銭トラブル等から、開発事業は完全にストップし、令和 3 年 3 月 31 日まで期間延長した。その間、全く不条理な民事裁判が 4 件、①原告、矢代田駅周辺地区土地区画整理組合、被告、新潟事業再生支援機構、②原告、株式会社ノガミ、被告、矢代田駅周辺地区土地区画整理組合、③原告、株式会社リキマツ住建（業務代行業者）、被告、新潟事業再生支援機構、④原告、有限会社アース・クリーン、被告、大和コーポレーションの 4 件の裁判が新潟地方裁判所で起き、業務代行業者のリキマツ住建（株）の社長が民事事件で逮捕され、矢代田駅周辺地区土地区画整理事業は完全に空中分解の状態になっております。（添付資料 2・3・4・5・6・7 参照）</p> <p>矢代田駅周辺地区土地区画整理組合は、組合を解散し、大規模開発方式に路線変更を決定するも、組合（農家）にはその知識が全くなく、途方に暮れている状態に放置されていて、このような状態が続けば、組合員（農家）に必ず犠牲者が出ます。</p> <p>事業認可した新潟市にも重大な責任があり、高所から指導を願いたく、議会からも行政に対し、適正なる勧告等を願いたく陳情いたします。</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 令和 4 年 12 月 14 日 環境建設常任委員会 |
| 受 理 | 令和 4 年 12 月 5 日 第 471 号 |